

伊勢崎市小水道条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢崎市小水道条例（平成25年伊勢崎市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 条例第3条第1項の規定による届出は、小水道事業開始届（様式第1号）に次の事項を記載した書類及び図面のほか、市長が必要と認めるものを添付して行うものとする。

- (1) 給水区域及び小水道施設の位置を明らかにする地図
- (2) 原水について、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（同表21の項から31の項までに掲げる事項を除く。）に関し行った水質検査の結果
- (3) 給水栓における水について、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行った水質検査の結果
- (4) 主要な小水道施設の構造を明らかにする平面図及び断面図

2 条例第3条第2項の規定による届出は、専用小水道・専用自家水道設置届（様式第2号）に次の事項を記載した書類及び図面のほか、市長が必要と認めるものを添付して行うものとする。

- (1) 給水場所及び小水道施設の位置を明らかにする地図
- (2) 原水について、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項（同表21の項から31の項までの事項を除く。）に関し行った水質検査の結果
- (3) 給水栓における水について、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行った水質検査の結果

(変更の届出)

第3条 条例第4条の規定による届出は、届出事項変更届（様式第3号）に、変更の内容が確認できる書類及び図面を添付して行うものとする。

(休止又は廃止の届出)

第4条 条例第5条の規定による届出は、休止・廃止届（様式第4号）により行うものとする。この場合において、小水道事業者にあつては、休止又は廃

止した給水区域を明らかにする地図を添付するものとする。

(水質検査)

第5条 条例第7条第1項の規定により行う定期及び臨時の水質検査に係る検査事項及び基準は、水質基準に関する省令に定めるところによる。

2 定期の水質検査は、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項についておおむね6月につき1回行うものとする。ただし、市長が検査の必要がないと認める事項については、当該検査を省略することができるものとする。

3 臨時の水質検査は、当該小水道により供給される水が水質基準に関する省令に定める基準に適合しないおそれがあるときその他市長が特に必要と認める場合に、同省令の表の上欄に掲げる事項のうち、市長が必要と認める事項について行うものとする。

4 前2項に定めるもののほか、当該小水道により供給される水について、1日に1回以上、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行うものとする。

5 前3項に規定する水質検査を行ったときは、当該検査の結果を記載した書類を、当該検査を行った日から起算して5年間保存しなければならない。

6 条例第7条第2項の規定による報告は、水質検査結果報告書(様式第5号)に検査の結果を明らかにする書類の写しを添付して行うものとする。

(衛生上の措置)

第6条 条例第8条第1号の小水道施設を常に清潔にし、水の汚染の防止を十分に行うこととは、小水道の給水栓における水の遊離残留塩素が1リットルにつき0.1ミリグラム(結合残留塩素の場合は、1リットルにつき0.4ミリグラム)以上を保持するように塩素消毒をすることとする。

2 条例第8条第3号の規則で定める消毒は、供給する水が病原生物に汚染されるおそれがあるとき若しくは病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがあるとき又は水源地若しくは給水区域に消化器系伝染病が流行し、若しくは流行のおそれがある場合において、給水栓における水の遊離残留塩素が1リットルにつき0.2ミリグラム(結合残留塩素の場合は、1リットルにつき1.5ミリグラム以上)を保持するように塩素消毒をすることとする。

(立入検査の身分証明書)

第7条 条例第9条第2項の証明書は、身分証明書(様式第6号)とする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。